

# 滋賀県公害防止条例等の 改正について

平成 23 年 10 月 27 日

滋賀県琵琶湖環境部

# 大気汚染防止法および水質汚濁防止法の改正に伴う 滋賀県公害防止条例の改正について

## 改正の背景

### 関係法律の改正

- ▶大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正
  - 測定結果の未記録等に対する罰則の創設
  - ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し
- ▶水質汚濁防止法の一部改正
  - 有害物質対策の強化

### 法律と条例の規制対象施設の相関

【水質】

法律の特定施設

条例の特定施設

【大気】

法律のばい煙発生施設

条例のばい煙発生施設

規制対象施設が一部異なる

滋賀県公害防止条例について、法律改正に合わせた所要の措置を講じるもの

## 改正の概要

### 1. 1 有害物質を使用等している工場等に対する規制の拡大

#### (1)対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について事前に届出。

#### (2)構造等に関する基準遵守義務等

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、構造等に関する基準の遵守。遵守していないときは知事は必要に応じて命令できる。

#### (3)定期点検の義務の創設

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等を定期的に点検する義務。

### 1. 2 有害物質を使用等している工場等への限定的な規制の廃止

改正法による義務創設等に伴い、「指定工場制度」の対象・目的・趣旨が法律と一致するため、「指定工場制度」の廃止。

### 2. 測定結果の未記録等に対する罰則の創設

排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し、罰則を創設。

※ 現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。

### 3. ばい煙に係る改善命令等の発動要件の見直し

継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を確実にを行うため、改善命令等を広く発動できるよう見直し。

※ 現行では、「人の健康または生活環境にかかる被害を生ずると認められるとき」に限定。

### 4. 罰則の強化

関係法律の罰則に合わせ、滋賀県公害防止条例の罰則についても強化を行う。

# 1. 1 有害物質を使用等している工場等に対する規制の拡大

－有害物質使用特定施設等における施設範囲の拡大等－

## 法律改正前後の規制体系

### 有害物質貯蔵指定施設等に係る義務

#### 【法律改正前】

	水質汚濁防止法	滋賀県公害防止条例
設置届出義務	×	△ 〔保管移送施設〕
構造基準	×	×
定期点検義務	×	×

条例で法律より厳しい対応



#### 【法律改正後】

	水質汚濁防止法	滋賀県公害防止条例
設置届出義務	○※1	△ 保管移送施設
構造基準	○※2	×
定期点検義務	○※3	×

- ※1 有害物質使用特定施設に対しては、「特定施設の設備」を追加
- ※2 構造基準は公布から1年以内に政令で規定  
構造基準に適合していない場合は、知事は構造等の計画変更・改善を命じることができる
- ※3 施設の構造・使用の方法等について定期点検を義務化

法律で有害物質貯蔵指定施設等に対する義務を強化

## 条例改正後の関係

### 有害物質貯蔵指定施設等に係る義務

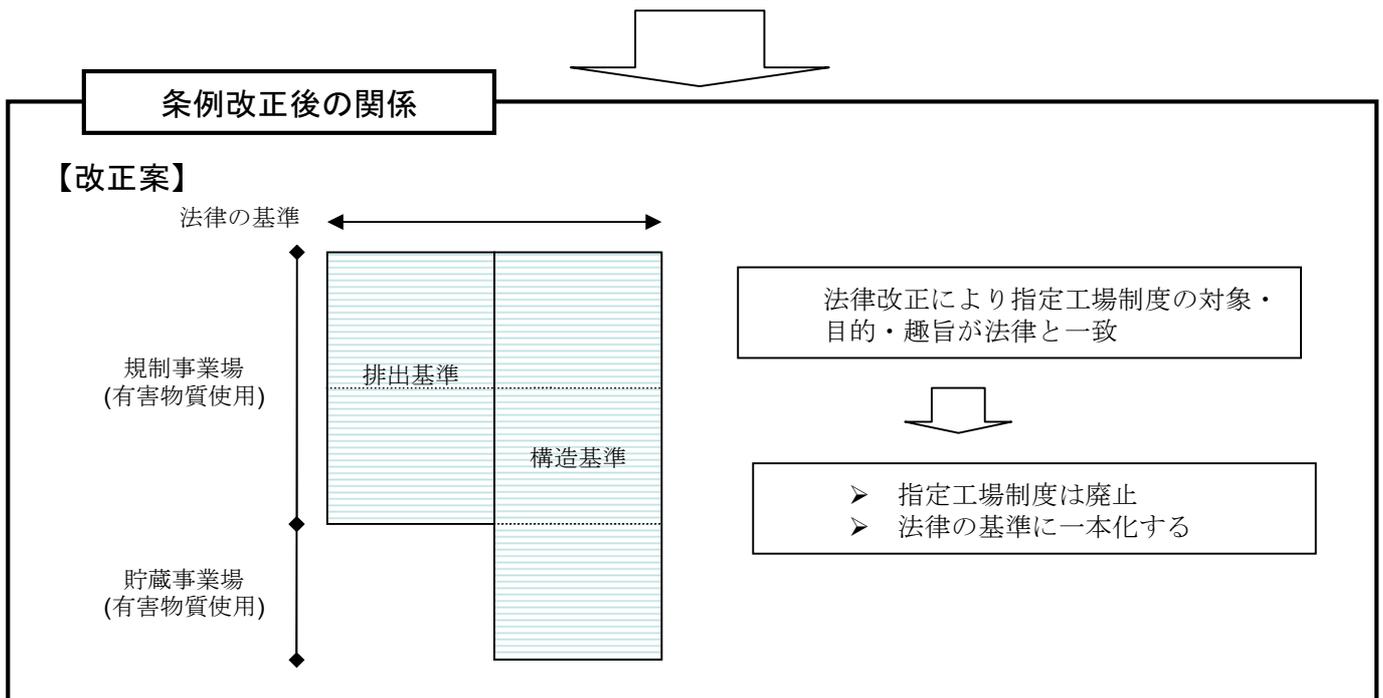
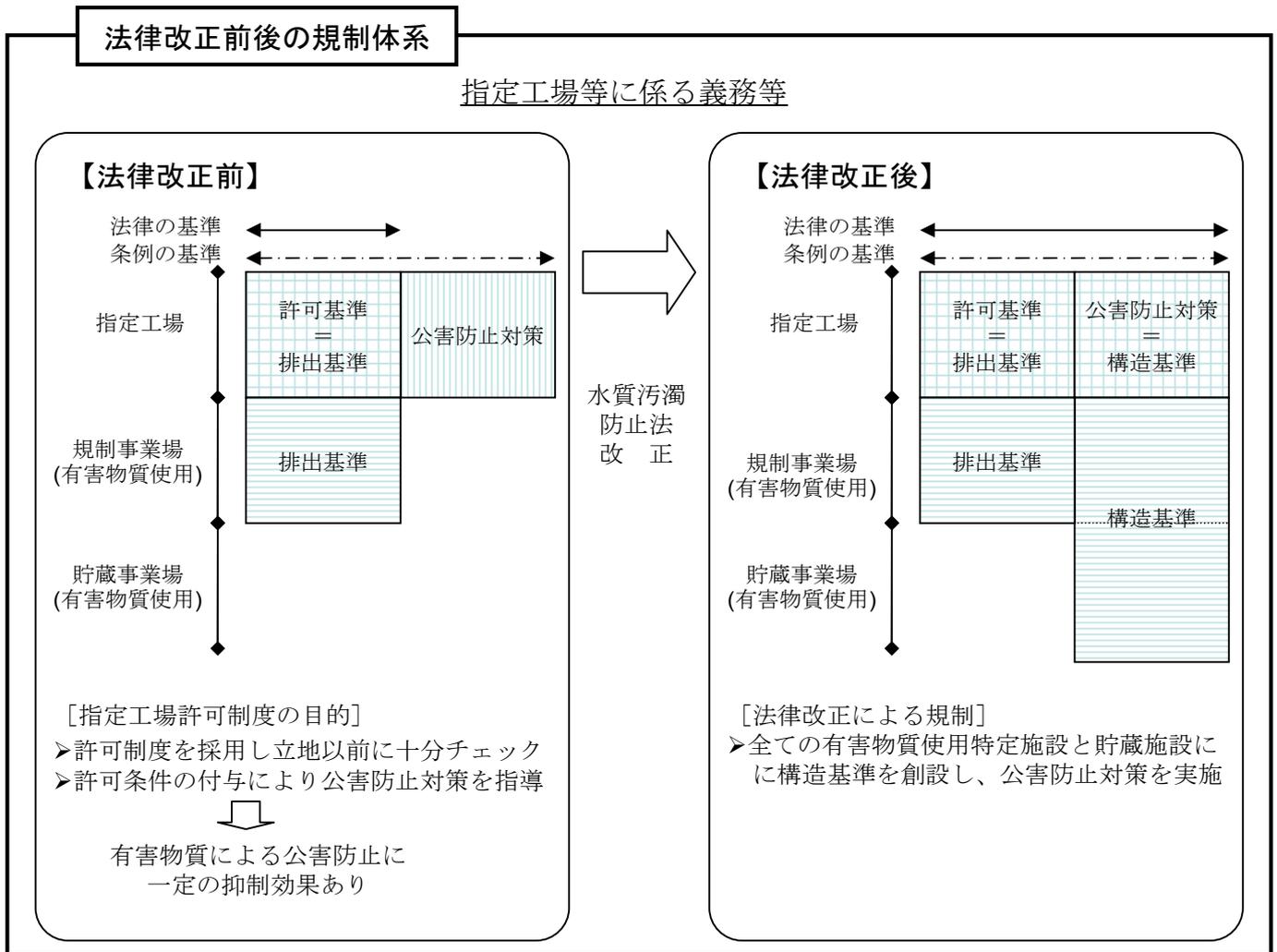
#### 【改正案】

	水質汚濁防止法	滋賀県公害防止条例
設置届出義務	○※1	○※1
構造基準	○※2	○※4
定期点検義務	○※3	○※3

- ※1 有害物質使用特定施設に対しては、「特定施設の設備」を追加
- ※2 構造基準は公布から1年以内に政令で規定  
構造基準に適合していない場合は、知事は構造等の計画変更・改善を命じることができる。
- ※3 施設の構造・使用の方法等について定期点検を義務化
- ※4 法律の施行に合わせて規則で規定

## 1.2 有害物質を使用等している工場等への限定的な規制の廃止

— 指定工場の廃止 —



## 2. 測定結果の未記録等に対する罰則の創設

### 法律改正前後の規制体系

#### 【法改正前】

		大気汚染防止法・水質汚濁防止法		滋賀県公害防止条例	
		規定	罰則	規定	罰則
記録の義務		○	×	○	×
測定の頻度	大気	○	×	○	×
	水質	×	—		
虚偽記録の禁止		×	—	×	—
保存の義務		○	×	○	×

全ての対象施設で統一した対応を実施

#### 【法改正後】

		大気汚染防止法・水質汚濁防止法		滋賀県公害防止条例	
		規定	罰則	規定	罰則
記録の義務		○	○	○	×
測定の頻度	大気	○	○	○	×
	水質	○	○		
虚偽記録の禁止		○	○	×	—
保存の義務		○	○	○	×

法律の対象施設のみ規制強化

#### [法律改正の趣旨]

- 一部の事業者において、排出基準の超過があった場合に、測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生
- 事業者による記録改ざん等への厳正な対応
  - 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

### 条例改正後の関係

#### 【改正案】

	大気汚染防止法		水質汚濁防止法		滋賀県公害防止条例	
	規定	罰則	規定	罰則	規定	罰則
記録の義務	○	○	○	○	○	○
測定の頻度	○	○	○	○	○	○
虚偽記録の禁止	○	○	○	○	○	○
保存の義務	○	○	○	○	○	○

法改正の趣旨を踏まえて、条例を法の規定に合わせ、統一的な対応を図る

### 3. ばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し

#### 法律改正前後の規制体系

##### 改善命令等の発動要件

改善命令等の発動要件	法改正前	法改正後
<b>【要件1】</b> 排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある	法・条例ともに  「要件1」 かつ 「要件2」	法の要件から  「要件2」 を削除
<b>【要件2】</b> その継続的な排出により人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがある		

##### [法律改正の趣旨]

継続して排出基準超過のおそれがある場合には、事業者による改善対策を地方自治体との連携のもとで確実に図るため、地方自治体が改善命令を広く発動できるように見直し



#### 条例改正後の関係

##### 【改正案】

##### 改善命令等の発動要件

改善命令等の発動要件	大気汚染防止法	滋賀県公害防止条例
<b>【要件1】</b> 排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある	○	○
<b>【要件2】</b> その継続的な排出により人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがある	—	削除

法改正の趣旨を踏まえて、条例を法の規定に合わせ、統一的な対応を図る

## 4. 罰則の強化

### これまでの法律と条例の関係

	制 定 時				現 行			
	法 律		条 例		法 律		条 例	
	自由刑	財産刑	自由刑	財産刑	自由刑	財産刑	自由刑	財産刑
計画変更・改善命令違反	1年	20万円	1年	10万円	1年	100万円	1年	50万円
排出基準違反	6月	10万円	6月	10万円	6月	50万円	6月	30万円
設置・変更の無届等	3月	5万円	3月	5万円	3月	30万円	3月	20万円
拡声器使用の警告違反	/		3月	5万円	/		3月	20万円
報告・検査義務違反	—	5万円	—	5万円	—	30万円	—	10万円
使用の無届等	—	5万円	—	5万円	—	30万円	—	10万円
氏名変更・承継の無届等	—	3万円*	—	3万円	—	10万円*	—	5万円*

自由刑は「以下の懲役」、財産刑は「以下の罰金」。ただし、\*は「以下の過料」

法律の罰則と条例の罰則の量刑が一致していない



### 条例改正後の関係

#### 【改正案】

	法 律		条 例	
	自由刑	財産刑	自由刑	財産刑
計画変更・改善命令違反	1年	100万円	1年	100万円
排出基準違反	6月	50万円	6月	50万円
設置・変更の無届等	3月	30万円	3月	30万円
拡声器使用の警告違反	/		3月	30万円
報告・検査義務違反	—	30万円	—	30万円
使用の無届等	—	30万円	—	30万円
氏名変更・承継の無届等	—	10万円*	—	10万円*

自由刑は「以下の懲役」、財産刑は「以下の罰金」。ただし、\*は「以下の過料」

条例の罰則を強化して法律に合わせ、統一的な対応を図る

## 滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例要綱案

### 1 改正の理由

大気汚染防止法および水質汚濁防止法の一部改正に伴い、これらの法律との整合を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 水質汚濁防止法の一部改正により有害物質を使用している工場等に対する規制が拡大されたことに伴い、指定工場の許可等の規定を削除することとします。(第2条、第10条～第20条関係)
- (2) 工場等から公共用水域に水を排出するものが特定施設を設置しようとする際の届出事項として、特定施設の設備を加えることとします。(第21条関係)
- (3) 工場等において有害物質使用特定施設を設置しようとする者(公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとする場合または地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。)または工場等において、有害物質貯蔵指定施設(指定施設(有害物質を貯蔵するものに限る。))であって当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法等を知事に届け出なければならないこととします。(第21条関係)
- (4) 知事は、有害物質使用特定施設等の届出があった場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設等が(5)の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法に関する計画の変更または届出に係る有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができることとします。(第24条関係)
- (5) 有害物質使用特定施設を設置している者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。)(6)および(10)において同じ。)または有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む地下への浸透の防止のための構造、設備および使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならないこととします。(第28条の3関係)
- (6) 知事は、有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者が(5)の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備もしくは使用の方法の改善を命じ、または当該有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定

施設の使用の一時停止を命ずることができることとします。(第 29 条の 3 関係)

(7) 指定施設を設置している者は、指定施設について故障、破損その他の事故が発生し、有害物質または指定物質を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質または指定物質を含む水の排出または浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況および講じた措置の概要を知事に通報しなければならないこととします。(第 29 条の 6 関係)

(9) 知事は、ばい煙排出者がそのばい煙量またはばい煙が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができるものとします。(第 36 条関係)

(10) 特定施設、ばい煙発生施設、有害物質使用特定施設を設置している者または有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、規則で定める測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して記録をせず、虚偽の記録をし、または記録を保存しなかったものに対する罰則を設けることとします。(第 53 条および第 61 条関係)

(11) 罰金の額について、見直しを行うこととします。(第 56 条～第 65 条関係)

(12) その他

ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。

イ この条例の施行に必要な経過措置を設けることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。